

栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想
(案)

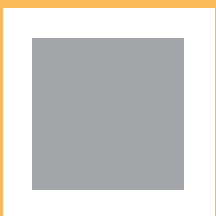
令和6(2024)年9月
栃木県

目次

I はじめに	1
II 現状と課題	
1 「文化と知」を取り巻く社会情勢	2
2 各施設の現状	4
3 各施設の課題	8
III 基本理念等	
1 整備に係る基本的な考え方	12
2 基本理念とコンセプト	13
IV 機能と役割	
1 「文化と知の」の創造拠点の機能と役割	23
2 新たな考え方に基づく機能と役割	25
3 美術館の機能と役割	28
4 図書館の機能と役割	30
5 文書館の機能と役割	33
6 3施設が連携した機能の考え方	35
V 施設整備計画	
1 「文化と知」を取り巻く社会情勢	37
2 敷地計画	41
3 施設計画	43
VI 管理・運営計画	
1 管理・運営に係る基本的な考え方	57
2 管理・運営体制	58
3 利用促進	61
VII 事業計画	
1 事業手法に係る基本的な考え方	65
2 事業手法の整理	66
3 今後のスケジュール	67

I

はじめに



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

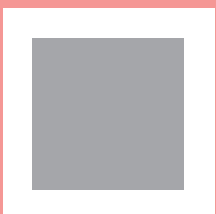
栃木県立美術館、図書館及び文書館^{もんじょ}は、県民のとちぎに対する理解を深めるとともに、本県の貴重な財産である歴史や文化等の保存・継承、優れた美術作品等の発表・鑑賞、学習機会の提供等、県民の学びや創造を支える重要な役割を担っています。

一方で、特に美術館及び図書館は、開館から50年以上が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。また、文書館も加えた3施設では、バリアフリーへの対応や収蔵能力の確保、デジタル化など、機能面での課題も生じています。

そこで、県では、美術館、図書館及び文書館について、本県の文化振興の中核として、再整備を行うこととし、とちぎの「文化と知」の継承や、新たな「文化と知」の創造等を通じた地域を支える人づくりに寄与し、地域活性化にもつながる拠点となるよう、新しい時代の流れ等も踏まえながら、整備構想を策定しました。

II

現状と課題



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1 「文化と知」を取り巻く社会情勢

これまで、美術館、図書館及び文書館は、社会教育法における社会教育施設として、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年代の人たちに、学習や研修、趣味を楽しむ機会等を提供する生涯学習の中核としての役割を果たしてきました。

近年では、人々の心豊かな生活を実現するために、社会教育施設の多様な利用が図られるとともに、国や地方公共団体等においても、活力のある社会の実現に向けて、「文化と知」を振興し、活用する施策が進められています。

(1) 美術館を取り巻く情勢

博物館法に定められる美術館は、資料の収集・保管、展示、教育普及、調査研究といった活動を一体的に行う施設であり、資料を通じて人々の学習活動を支援する役割を担ってきました。都道府県立美術館の多くは、1970～1990年代に整備されており、都道府県内の美術作品資料や都道府県ゆかりの作家を顕彰するとともに、優れた美術作品資料の鑑賞機会を住民に提供してきました。そのような中、時代の変遷や社会の要請に伴い、令和4（2022）年4月に博物館法が改正され、資料のデジタルアーカイブ化の実施や、多様な主体と連携・協力し、地域の活力の向上に寄与する役割が求められるようになりました。

また、少子高齢化やグローバル化の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、平成29（2017）年6月には、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等他分野との有機的な連携が求められることが明記されました。

令和2（2020）年4月には、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律、いわゆる文化観光推進法が施行され、美術館等の文化施設を拠点に、これを中核とした文化観光の推進が図られているところです。

(2) 図書館を取り巻く情勢

都道府県立図書館は、住民に対し適切な図書館サービスを行うほか、図書館未設置の市町村が多く存在していたことから、都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとされてきました。

公益財団法人日本図書館協会が昭和54（1979）年5月に改訂した「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」としています。近年では、令和4（2022）年7月に採択された「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言」で、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する」ことが、地域における図書館の意義として改めて示されています。同宣言では、「利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センター」となることを役割のひとつとしています。

国内では、平成20（2008）年6月に図書館法が改正され、図書館の運営状況に関する評価、司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等が盛り込まれました。この改正を受けて、平成24（2012）年12月に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行（旧基準を全部改正）され、都道府県立図書館の域内の図書館への支援項目に、郷土資料及び地方行政資料の電子化に関することが追加されました。また、都道府県立図書館の調査研究の対象について、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関することが加わりました。さらに、誰もが読書ができる環境を整備することを目的とし、令和元（2019）年6月には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が施行され、障害の有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる環境整備が求められています。

(3) 文書館を取り巻く情勢

昭和62（1987）年に公文書館法が制定され、国や地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存・利用について、適切な措置を講ずる責務を有すると定められました。法制定を受け、地方公共団体の設置する文書館は、地域に残る古文書や、作成された行政文書等の中で歴史的公文書として価値ある文書を保存し、それを後世に伝える役割を担ってきました。

国においては、公文書の統一的な管理や、歴史資料として重要な公文書その他の文書の保存及び利用のルールを規定するとともに、その適切な運用を図ることを目的として、平成21（2009）年6月に公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法を制定しました。同法では、地方公共団体も、公文書管理法にのっとり、文書の適正な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないと定めており、地方公共団体における公文書の管理の取組を推進することが求められています。

また、平成31（2019）年3月には、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」が示され、電子媒体の正本・原本化や、作成から移管又は廃棄までのプロセス全体を通じた電子化の検討が進められています。

さらに、近年では、電子公文書の増加に伴う受入体制の構築や、地震・水害等で被災した文化財や歴史資料等を救出する取組が進んでいます。

2 各施設の現状

(1) 建物の概要

	県立美術館	県立図書館	県立文書館
所在地	宇都宮市 桜4丁目2-7	宇都宮市 塙田1丁目3-23	宇都宮市 塙田1丁目1-20 (県庁南館内)
竣工年	昭和47(1972)年	昭和46(1971)年	昭和61(1986)年
構造	RC造 5階 地下1階	RC造 4階 地下1階	RC造 5階 地下2階 ※県庁南館全体
延床面積	6,195㎡ (普及分館を含む:7,907㎡)	5,320㎡ (書庫面積を含む:6,458㎡)	1,952.2㎡ ※文書館部分のみ
敷地面積	12,627㎡	4,786㎡	57,452㎡ ※県庁敷地全体
管理運営 手法	直営 (レストラン及びミュージアム ショップは、民間運営)	直営	直営



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

(2) 運営の状況

ア 美術館

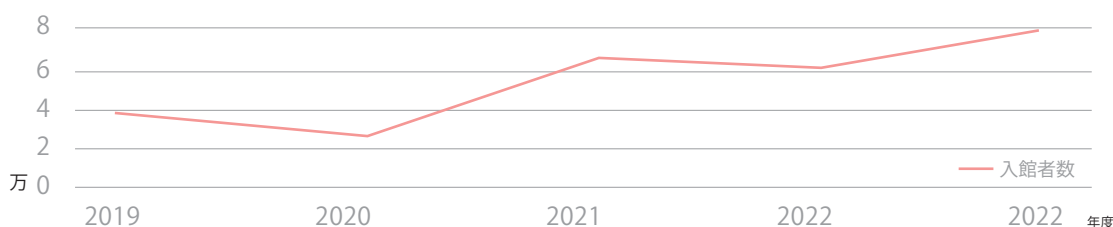
博物館法に基づく登録博物館であり、博物館法や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」、栃木県立美術館条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 栃木県関係の美術資料、美術作家に関する研究調査、資料の収集保存、展示普及活動を運営の基本とする
- 内外の美術史及び美術状況に幅広く対応する
- 県民が利用しやすい美術館とするため、地域の美術文化の向上及び地域住民の美術に関する生涯学習等に役立つ事業を行う
- 学校教育との関連を重視する
- 常に美観を保ち、利用者の心が解放される憩いの場となるよう配慮する
- 栃木県立美術館友の会、関係諸機関との連絡協調を密にする

利用者数の推移

単位：人

	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R4(2023)
入館者数	39,512	29,684	66,817	64,231	78,569
うち企画展	23,066	17,723	38,955	37,212	41,152
うち常設展	16,446	11,961	27,862	27,019	37,417



収蔵品の状況

単位：点

	日本画	洋画	その他の 絵画	彫刻・ 立体	工芸	版画	写真	書	その他 (版木・二次 資料など)
収蔵数	476	772	821	186	726	4,623	137	21	1,785
年間増加数	4	17	33	2	6	48			12

R5 年度末の状況

運営体制

単位：人

館長	副館長	総務課			学芸課
		行政職	教育広報推進員	事務補助員	学芸員
1	2	3	1	1	6

※うち1名は学芸課長兼務

※兼務者を除く

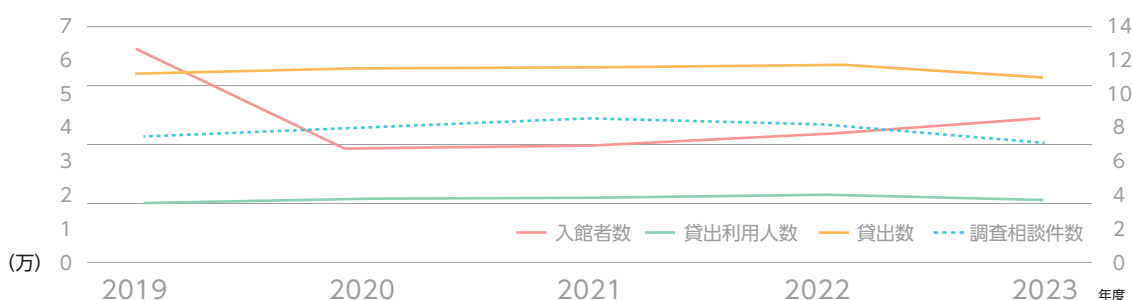
イ 図書館

図書館法に基づく公立図書館であり、図書館法や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、栃木県立図書館設置条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 県内公共図書館の中核的図書館として、高い専門性を有する司書と豊かな蔵書を基盤とする
- 本県の文化や歴史に関わる資料を広範囲に収集・保存・活用して“知”のサービスを提供する
- 市町立図書館への支援・補完により県全体の図書館サービスの向上に努め、本県文化の発展や振興に寄与する

利用者数の推移

	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
入館者	66,609人	35,867人	35,813人	40,817人	47,854人
貸出利用人数	19,965人	20,260人	21,183人	21,463人	20,032人
貸出数	54,125点	55,998点	56,109点	57,046点	52,870点
調査相談件数	7,931件	8,030件	8,669件	8,186件	7,551件



収蔵品の状況

単位: 点

	図書資料			逐次刊行物(タイトル数)			電子出版物	マイクロフィルム
	一般書	児童書	地域資料	雑誌	年間白書類	新聞		
収蔵数	628,660	59,344	99,824	1,027	306	71		
年間増加数	4,512	399	1,873	△6点				
	視聴覚資料						電子出版物	マイクロフィルム
	CD	レコード	DVD	ビデオテープ	音楽テープ	楽譜		
収蔵数	10,278	39,523	874	988	505	1,879	1,567	7,014
年間増加数	87		43			△2	82	19

R5 年度末の状況

運営体制

R6.6.1 現在

単位: 人

館長	副館長 (管理課長 兼務)	管理課		調査相談課 / 資料課 / 企画協力課		行政職	事務補助員
		行政職	事務補助員	司書	図書 アテンダント		
1	1	2	1	8	4	12	1

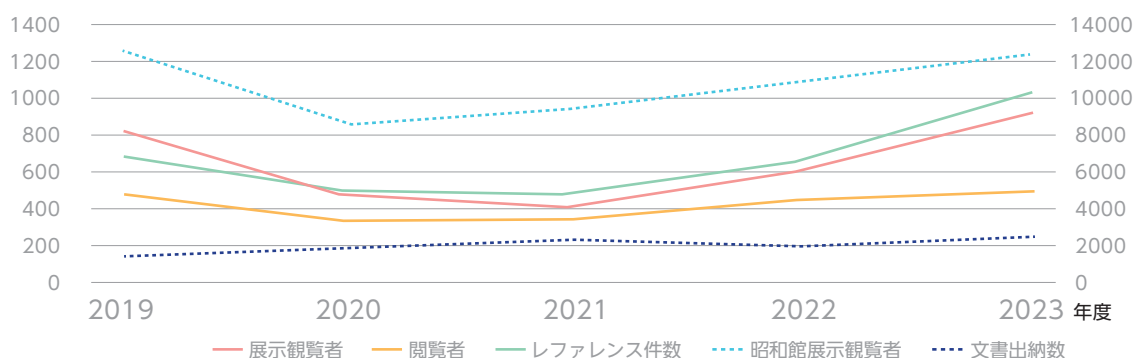
ウ 文書館

公文書館法に基づく公文書館であり、公文書館法や栃木県立文書館条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 古文書や将来貴重な歴史資料となる県の公文書等の収集及び管理を行う
- 収集した史料の活用を図ることで、県民の教育や学術、文化の発展に寄与する

利用者数の推移

	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
展示観覧者	807人	475人	401人	607人	925人
昭和館展示観覧者	12,722人	8,839人	9,092人	11,110人	12,293人
閲覧者	460人	384人	373人	444人	501人
レファレンス件数	680件	582件	534件	651件	1,149件
文書出納数	1,760点	2,026点	2,152点	2,060点	2,253点



収蔵品の状況

※所蔵文書の一部を寄贈文書へ変更

単位: 点

	古文書					
	所蔵文書	寄贈文書	寄託文書		収集史料	
			文書	写真	マイクロフィルム	史料写真帳
収蔵数	4,070	58,390	337,187	17,465	4,193	8,093
年間増加数	△345	2,916	3,492			
	公文書				参考図書	参考資料
	移管文書	引継文書	管理委任文書			
	収蔵数	47,837	5,281	0		31,982
年間増加数	333				386	63

R5年度末の状況

運営体制

単位: 点

館長	館長補佐(総括)	副主幹	指導主事	古文書管理員	文書館事務員	事務補助員
1	1	1	3	2	1	1

3 各施設の課題

(1) 県立美術館

ア ハード面に係る課題

(ア) 建物

建築から53年（令和6（2024）年現在）が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。

また、車椅子に対応したスロープや昇降機の設置など、一部で対応を行っていますが、バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

(イ) 立地

幹線道路から奥まった場所にあることや、周囲の建物の立地状況から、建物の視認性が低い状況にあります。

また、企画展の開催時等、利用者が集中する時期には、駐車できない車が発生するなど、利用者用の駐車場が不足しています。

(ウ) 機能

収蔵庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、現行設備では、24時間の空調運転ができないなど、収蔵環境が悪化しています。

イ ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

また、多様化する美術鑑賞のニーズに応えられていないほか、施設面での制約から収蔵資料を十分に活用できていない状況にあります。

収蔵資料についても、購入による資料の収集が減少しており、新たな資料の取得は、寄贈によるものが中心となっています。

(イ) デジタル化

デジタル化の進展に対応し、収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進め、ホームページ上で順次公開していますが、展示や教育普及などの事業でも活用していくには、館内の利用環境が十分ではない状況にあります。

(ウ) その他

美術館の役割の多様化に伴い、より多くの人々に多様な価値観との出会いの場を提供するとともに、地域コミュニティの中心として機能を発揮していく

ことが求められていますが、事業を実施する上で、教育分野や地域の産業等との連携が不足していることに加え、人的資源の不足により、十分な対応ができていない状況にあります。

(2) 県立図書館

ア ハード面に係る課題

(ア) 建物

建築から54年（令和6（2024）年現在）が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。

また、開架スペースが狭く、利用者が蔵書を気軽に手に取りにくい状況にあるほか、館内に階段が多く、エレベーターが設置されていないなど、バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

さらに、カウンターからの死角が多いなど、管理が困難な構造となっています。

(イ) 立地

幹線道路から奥まった場所にあり、建物の視認性が低い状況にあります。

また、敷地内に利用者用の駐車場がなく、車による利用が不便な状況にあります。

(ウ) 機能

書庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、空調をボイラーで一括管理しているため、開架スペース、書庫ともに適正な温湿度管理ができていない状況にあります。

また、閲覧室や学習室の座席数、蔵書検索機・データベース閲覧端末数が少ないことや、館内に物音が響きやすい構造になっていることから、自由かつ快適に閲覧・学習できる環境が整っていない状況にあります。

イ ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

近年では、市町立図書館の整備・充実が進んだことから、市町立図書館等との役割分担を意識した運営を行っていますが、立地条件や施設面の制約に加え、デジタル化の進展などの社会環境の変化に十分に対応できていないほか、新しい図書の収集等において利用者のニーズに応えられていない状況にあります。

(イ) デジタル化

県立図書館及び市町立図書館の蔵書検索や、貴重書を中心とした収蔵資料等のデジタル化・公開を行っていますが、デジタル技術の進展や利用者のニーズを踏まえながら、デジタルコンテンツの充実やアーカイブ化など、館内外から情報にアクセスできる環境を整備する必要があります。

(ウ) その他

県民の調査研究や正確な情報の取得を支援する調査相談（レファレンス）の機能については、認知度が低い状況にあるとともに、多様化・高度化する調査相談案件への的確な対応が求められています。

また、市町立図書館や教育機関等との物流体制の充実や支援等が求められていますが、人的資源の不足等により対応や支援が十分ではない状況にあります。

さらに、読書バリアフリー法に対応したサービスの充実やインターネットの利用に困難がある方への配慮も求められています。

(3) 文書館

ア ハード面に係る課題

(ア) 建物

バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

(イ) 立地

県庁舎内に所在していることから、施設として認識されにくい状況にあります。

(ウ) 機能

収蔵庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、本来の収蔵庫以外に、県庁舎内の空きスペースを歴史的公文書の収蔵庫として利用しているため、

史料の劣化が懸念されます。

また、利用者の史料閲覧等のスペースが狭く、大型の史料や多数の史料を閲覧できる環境が整っていない状況にあります。

イ ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

歴史研究等を目的とした利用が多く、一般県民の認知度が低いことに加え、展示室や閲覧スペースが狭い等の施設面の制約や、オンラインを活用した検索に十分に対応できていないなど、利用者のニーズに応えられていない状況にあります。

(イ) デジタル化

(ア) に記載のとおり、史料検索データベースは、来館しないと利用できず、オンラインによる館外での史料の検索や画像の閲覧に対応できていない状況にあります。

また、代表的な収蔵史料、閲覧希望の多い史料のデジタル化や、電子公文書等の受入れへの対応も求められています。

あわせて、電子公文書への対応を含め、公文書の作成から歴史的公文書の文書館への引継ぎまでの体系的な公文書の管理体制を確立する必要があります。

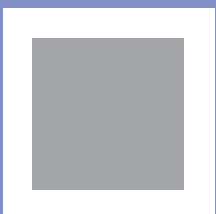
(ウ) その他

学校支援事業の拡大、学校教材の充実など、教育機関との更なる連携が求められています。

また、人的資源の不足等により、古文書・歴史的公文書等の整理や、史料活用を通じた魅力発信等が十分に実施できていない状況にあります。

Ⅲ

基本理念等



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1

整備に係る基本的な考え方

施設・設備等やサービスの共用化・共通化による効率性の向上に加え、3施設の連携や施設の相互利用、利用者同士の交流の促進等による新たな活動や魅力の創出など、様々な相乗効果が期待されることから、美術館、図書館及び文書館を、「文化と知」の創造拠点として一体的に整備します。

整備地については、県内各地からの様々な交通手段によるアクセス性に優れており、中心市街地に近接した約3.4haのまとまった県有地である県体育館跡地（宇都宮市中戸祭）とします。

<一体的な整備により期待される相乗効果>

<p>施設 ・ 設備面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ● 類似目的の機能(受付・案内窓口等)や設備の共有 ● 新たな機能の創出 <ul style="list-style-type: none"> ● 3施設の共同展示などによる新たな展示表現の創出 ● スペース効率の向上による新たな空間の創出 ● まとまりのある屋外空間の確保による新たな利用形態の創出
<p>サービス面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの共通化 <ul style="list-style-type: none"> ● 業務の共有化や連携、機能の相互補完等による運営の効率化 ● デジタル化の一体的な推進 ● 一体的なデジタルアーカイブによる横断検索等、アーカイブ機能の強化 ● 新たなサービスの創出化 <ul style="list-style-type: none"> ● 3施設の相互連携による新たなサービスの創出 ● ワンストップレファレンスなど、分野横断的な情報の提供 ● 展示・イベント等の連携実施による施設の魅力の向上
<p>利用者の 活動促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互利用・相互交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 3施設の相互利用の促進 ● 各館の活動に協力するボランティア等の相互交流の促進 ● 新たな活動の創出 <ul style="list-style-type: none"> ● 資料の相互利用による新たな「文化と知」の創造 ● 利用者等の交流促進による新たなコミュニティや活動の創出 ● デジタルアーカイブ等を活用したWeb利用者の実来館への誘導や、Web上での新たな活動の創出

2 基本理念とコンセプト

(1) 基本理念

栃木県の文化振興の中核として、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える、とちぎならではの拠点、また、あらゆる人々が思い思いに利用でき、様々な主体が拠点を通じて出会い、交流することで、とちぎの新たな「文化」や「知」を創造する場となることを目指します。

(2) コンセプト

とちぎの「文化と知」を開く・つなぐ・育む拠点

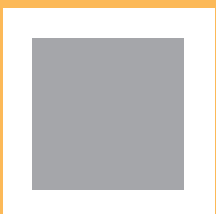
開く	<ul style="list-style-type: none">● 誰でも、いつでも、どこからでも、気軽に利用し、活動に参加することができる● 幅広い活動を通じ、栃木県ならではの「文化と知」に触れることができる● 県民共有の財産である収蔵資料を身近に感じることができる● 積極的に情報発信し、国内外から人々が訪れる
つなぐ	<ul style="list-style-type: none">● 3施設の連携強化や相互利用の促進が図られる● 拠点を通して、利用者や地域、団体、県内の類似施設など様々な主体の連携・交流が図られる● オンライン上での活動等、デジタル技術を活用し、協働する● 「文化と知」を守り、次世代に継承する
育む	<ul style="list-style-type: none">● 新たな「文化と知」を生み、育んでいく● 拠点を通して「文化と知」の担い手が活躍する● 教育機関との連携や生涯学習の支援などを通して、あらゆる世代の学びを支える● 拠点の活動等を県内各地に波及させ、地域の文化・芸術活動等を活性化する

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです



IV

機能と役割



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1 「文化と知」の創造拠点の機能と役割

基本理念とコンセプトを踏まえ、「文化と知」の創造拠点としての機能と役割を果たすことを目指していきます。

(1) 「開く」機能と役割

デジタルを活用しながら、ハード・ソフトの両面から、誰でも・いつでも・どこからでも、気軽に利用し、幅広い活動に参加できる環境や、とちぎの「文化と知」を身近に感じられる環境を整備するとともに、拠点の活動等について、積極的に情報を発信していきます。

- デジタル技術を活用した各種の遠隔利用サービスの充実
- ユニバーサルデザイン等に配慮した誰でも使いやすい施設・設備等の整備
- 各施設の収蔵資料の積極的な活用
- 運営ボランティア等、県民が参加できる様々な活動の充実
- レストラン・カフェやショップ等、各施設の利用者以外でも気軽に利用できるアメニティ機能の提供
- SNS等も活用した積極的な情報発信 等

(2) 「つなぐ」機能と役割

リアル・オンラインの両面で3施設が連携することで、3施設の相互利用や、利用者、地域、団体、社会教育施設、教育機関など様々な主体の連携・交流・協働を促進するとともに、とちぎの「文化と知」を守り、次世代に継承していきます。

- 資料の横断検索サービス等の構築
- リアル・オンラインの両面での3施設連携事業の実施
- 相互利用・相互交流の促進
- 県内の様々な主体の連携・交流を図るイベント等の実施
- 適切な環境・手法での収蔵資料の保存 等

(3) 「育む」機能と役割

拠点での様々な活動や、教育機関等との連携を通じ、あらゆる世代の学びを支えることで、新たな「文化と知」や、その担い手を育むとともに、拠点の活動等を県内各地域に波及させ、地域の文化・芸術活動等を活性化していきます。

- 講演会やワークショップ等の教育普及活動の充実
- 学校等、教育機関と連携した各種活動の充実
- 県内の作家や芸術家等の活動の支援
- 県内の社会教育施設等との連携、支援 等

2 「文化と知」の創造拠点の機能と役割

「文化と知」を取り巻く社会情勢から、新たに以下の機能と役割が求められています。

(1) デジタル

現在、美術館、図書館及び文書館に関わる分野も含め、社会全体で様々なオンラインサービスが普及・定着するほか、新たな技術の登場等により、デジタルの活用が大きく広がってきています。こうした状況を受け、県でも、令和6（2024）年4月に栃木県デジタル社会形成推進条例を施行するなど、デジタルの更なる活用に向けた環境づくりを進めています。

拠点においても、デジタルを活用することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、新たな体験の提供を行います。

- デジタルを活用し、誰でも、いつでも、どこからでも利用できる環境を整備する
 - デジタルミュージアムの活用
 - 収蔵資料のデジタルアーカイブ化の推進
 - 電子書籍の活用 等
- 一体的に整備する3施設や、市町立施設など、複数の施設で連携・協働してデジタルを活用する
 - 3施設の収蔵資料を横断的に検索できるシステム等の構築
 - 市町立図書館との蔵書の横断検索システムの活用 等
- 美術館、図書館及び文書館の機能に限ることなく、デジタルを用いた表現を体験できる場を提供する
 - プロジェクションマッピングや没入体験型の展示など、多様な表現に対応した展示環境の整備 等

(2) 共生社会

拠点は、子どもや高齢者、障害者、外国人住民、インバウンド客など、様々な人の利用が想定されます。

拠点においても、国が定める高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー法）や、県が定める栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例など、様々な法令等に基づき、ハード・ソフトの両面から、あらゆる人が安全・安心・快適に利用でき、活動に参加できる環境を整備していきます。

- 年齢や言語、障害の有無等にかかわらず、全ての人が参加できる活動を実施する
 - ハード・ソフト両面でのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
 - 子ども、子育て世代、高齢者などあらゆる世代が過ごしやすい環境づくり
 - 筆談、コミュニケーションボード等、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の活用
 - 多言語対応や「やさしい日本語」での対応 等

(3) 環境配慮

温暖化による気候変動が私たちの生活に大きな影響を及ぼす中、栃木県では、あらゆる主体による取組の推進に向け、令和5(2023)年4月に栃木県カーボンニュートラル実現条例を制定しました。

拠点においても、ハード・ソフトの両面から、環境に配慮した取組を行い、カーボンニュートラルの実現や環境保全に貢献していきます。

- カーボンニュートラルをはじめとする環境の保全に向けた取組を推進する
 - 施設の省エネルギー化、創エネルギー化
 - ペーパーレス化
 - 環境配慮物品の調達 等

(4) 地域連携

「Ⅱ 各施設の現状と課題」でも記載したとおり、文化観光推進法が施行され、文化施設と地域の観光事業との連携が求められています。

また、農林業・工業等、地域の産業と連携したイベント等に取り組む美術館や図書館等も増えてきています。

拠点においても、県内の様々な産業と連携しながら、拠点の活動に係る情報を発信し、誘客を図ることに加え、周辺施設の情報や栃木県の魅力等を発信し、県内の周遊につなげられる仕組みづくりを行っていきます。

- 農林業や工業等のものづくり産業など、県内の様々な産業と連携する
 - 県産材、伝統工芸品等の活用
 - レストラン・カフェでの県産農産物等の提供
 - 産業団体等と連携した企画の実施 等
- 県内外を結ぶ観光や周遊の拠点となる
 - 県立博物館や市町立の図書館、美術館、文書館等、県内の社会教育施設との連携
 - 拠点での活動を通じた県内各地での文化・芸術活動の活性化
 - 県内各地の様々な情報の提供、発信 等

3 美術館の機能と役割

美術館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

(1) 県立施設としての役割

- 栃木県ゆかりの作品をはじめ、多彩な美術作品等の収集・展示などにより、美術文化を守り、次世代に継承する
- 様々な教育普及事業を通して、県民が優れた芸術に触れ、体験し、表現する活動を支援する
- 市町立美術館等と連携した事業展開により、県内美術館のけん引役を担う

(2) 基本的な機能

ア 収集・保存

- 美術作品等を体系的に収集する
 - 県の美術文化の向上に資する優れた作品の収集
 - 栃木県ゆかりの作家による作品の収集 等
- 美術作品等の形態や特性に応じて適切に保存・管理する
 - 絵画、彫刻、工芸品等の特性に応じた適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

イ 展示・公開

- コレクション展や市町立美術館等との連携展示により、県民に広く収蔵資料を紹介する
 - 収蔵作品の展示
 - 市町立美術館等への資料の貸出しによる連携展示
 - デジタルミュージアムでのアーカイブ資料の公開 等
- 企画展を通して、国内外の優れた美術作品等を鑑賞する機会を提供する
 - 学芸員の調査・研究に基づく企画展示
 - 他館や民間企業等と連携した企画展示 等

ウ 調査・研究

- 美術作品・作家等の調査・研究を行う
 - 美術全般に関する専門的な調査研究
 - 収蔵資料をはじめとした栃木県にゆかりのある美術資料や作家に関する調査研究 等
- 調査・研究の成果を展示・公開、教育・普及等の事業へ生かし、県内外へ発信する
 - 学芸員の調査・研究に基づく企画展示
 - 展示等に関連した講演会、ギャラリートーク（展示解説）等の実施
 - 美術資料に関する目録、企画展図録、研究報告書等の刊行 等

エ 教育・普及

- 教育機関や文化団体等と連携し、幅広い年齢層に対応した講座や体験プログラムを提供する
 - 制作体験等のワークショップの実施
 - 教育機関等と連携した美術鑑賞教室の実施
 - 作家による公開制作の実施 等
- 文化団体等と協力したイベントを開催し、県民が文化芸術活動に参加し、発表する機会を提供する
 - 文化団体による展示会等のイベントの実施
 - 若手作家や県民等の作品を発表する場の提供 等

(3) 新たに求められる機能

デジタル技術等を活用し、誰でも、いつでも、どこからでも文化芸術活動に参加できる仕組みを作るとともに、国内外からの来訪者を迎える文化芸術の拠点として、観光や地域振興にも資する美術館づくりが求められています。

4 図書館の機能と役割

図書館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

(1) 県立施設としての役割

- 栃木県に関する情報の窓口として、地域資料等の利活用を促進する
- 県内における中核的図書館として、市町立図書館等との連携体制の構築を図るとともに、社会情勢などの変化に対応した図書館サービスを提供する
- 専門的課題に対応した高度なレファレンスサービスを提供し、県民の課題解決や新たな価値の創造を支援する
- 図書等を永年保存する施設として、知の財産を次世代に継承する

(2) 基本的な機能

ア 収集・保存

- 知のインフラとして必要な図書や各分野の図書等を幅広く収集し、保存する
 - 栃木県に関連する図書等の収集・保存
 - 県民の生活課題の解決や生涯学習に資する図書等の収集・保存
 - 子どもの読書活動の推進に資する図書等の収集・保存 等
- 図書等の適切な管理を行い、常に使いやすい状態で整理する
 - 目録規則に従った資料の整理
 - 適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

イ 提供（展示・公開）

- 資料の提供（閲覧、貸出）を行うとともに、展示等の様々な方法で資料を紹介する
 - 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の閲覧、貸出
 - テーマ別の展示コーナーでの時事等に対応した資料紹介
 - デジタル化した資料の公開
 - SNS等を活用した資料紹介 等

- 利用者が読書や調べものを行う場所や環境を提供する
 - 利用形態に応じた閲覧、学習スペースの提供
 - 適切なゾーニングによる居心地の良いスペースの提供 等
- 豊富な地域資料を活用し、文学をはじめ、栃木県の文化に親しむ機会を提供する
 - 地域資料をはじめとした“とちぎならでは”を集めた（仮称）とちぎライブラリーの設置
 - 栃木県ゆかりの作家や作品等の紹介
 - 栃木県の歴史・文化・産業等の各分野に係る資料の紹介 等
- ウ 調査相談
 - 調査・研究等を行う利用者に対し、多様なレファレンスサービスを提供する
 - 対面でのレファレンスサービスの提供
 - メール、電話等による非来館型レファレンスサービスの提供 等
 - 利用者が資料を活用して調査・研究を行う際に役立つツールを作成する
 - 質問の多い事項に関するパスファインダー（調べ方案内）の作成
 - レファレンス事例の作成・公開 等
- エ 教育・普及
 - 教育、産業等の様々な分野と連携した講座の実施等により、利用者の学びや新たな価値の創造を支援する
 - 作家を招いた講演会等のイベントの開催
 - 県民の生活課題の解決に資する講座等の開催 等
- オ 連携・支援
 - 中核的図書館として、市町立図書館等の職員を対象とした研修や運営・サービスへの助言を行う
 - 市町立図書館等の職員に対する研修の実施
 - 市町立図書館等のニーズ把握に向けた定期的な訪問 等
 - 県内外の図書館等関係団体と連携し、県内図書館の振興を図る
 - 図書館に係る会議・研修等の運営
 - 優良団体の表彰や推薦図書を選定
 - 県内読み聞かせ団体等と連携した研修の実施 等

(3) 新たに求められる機能

リアルとデジタルを活用しながら、誰でも、いつでも、どこからでも情報にアクセスできる環境を整えるとともに、訪れた人の知的探究心に応えて、知り得た情報から新たな発見や出会いにつなぐ、魅力的な図書館づくりが求められています。

5 文書館の機能と役割

文書館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

(1) 県立施設としての役割

- 古文書・歴史的公文書等の様々な史料を収集・整理・保存し、栃木県の歴史を次世代に継承する
- 史料の閲覧・利用を通して、学術研究を支援するとともに、広く歴史に親しむ機会を提供する
- 歴史的公文書を適切に移管・保存することにより、県の施策等を次世代に継承し、将来の栃木県を形作る一助とする
- 古文書・歴史的公文書等の適切な保存と利用のために、市町や民間へ必要な知識・技術の普及を図る

(2) 基本的な機能

ア 収集・保存

- 古文書の受入れや補修、整理等を実施する
 - 民間が所有する古文書の寄託等の受入れ
 - 寄贈文書、寄託文書等の目録作成
 - 民間が所有する古文書の保存等の支援 等
- 電子公文書を含む歴史的公文書の収集や補修、整理等を実施する
 - 県が作成した公文書の適切な収集
 - 歴史的公文書の製本・目録作成・審査 等
- 整理された史料を、適切な環境下で保存する
 - 古文書、歴史的公文書、マイクロフィルム等、史料の特性に応じた適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

イ 展示・公開

- 史料の閲覧等に対応する
 - 閲覧室での史料出納、写真撮影等への対応
 - デジタル化した史料の公開 等

- 常設展・企画展等を実施する
 - テーマに応じた史料の常設展示
 - 時事に対応した史料の企画展示 等

ウ 調査・研究

- 史料の調査・研究を実施する
 - 収蔵史料、県内外の史料等の調査・研究 等
- 研究紀要等を通じ、調査・研究の成果について紹介する
 - 研究紀要等の作成 等

エ 調査相談

- 史料の貸与、専門的な照会への対応等、利用者の調査・研究を支援する

オ 教育・普及

- 収集・整理・保存した史料を県内外に伝える
 - 栃木県史料所在目録、広報紙等の作成
 - 市町の文書保存担当機関との史料情報の共有 等
- イベントや教育機関への支援を通して、広く史料に触れる機会を提供する
 - 史料を活用し、教育現場と連携して授業を行う学校支援事業の実施
 - 史料を活用した講座の実施 等
- 講座・研修などを通して、教育機関や市町の文書保存担当機関等との連携を強化し、史料の活用を促進する
 - 教育現場での史料活用に向けた教材の作成
 - 教職員や市町の文書保存担当職員を対象とした講座、研修等の実施 等

(3) 新たに求められる機能

県内各地で保存されている史料を適切に次世代に継承していくとともに、電子公文書等のデジタル史料の収集・保存・利用や、誰でも、いつでも、どこからでも様々な史料情報（目録、画像等）にアクセスできる環境整備等、新たな文書館づくりが求められています。

6 3施設が連携した機能の考え方

美術館、図書館及び文書館の固有の機能を生かしつつ、一体的な整備に伴い、3施設の連携により相乗効果を発揮することで、利用者にとって、より魅力的な機能を提供していきます。

(1) 収集・保存

- 資料保存に係る技術や設備等を共用し、相互利用する

(2) 展示・公開

- 同一テーマでの連携展示等を実施する
- 各施設の企画展等に係る調査に対し、相互に協力する
- 利用者が収蔵資料を横断的に検索できるシステムを構築する

(3) 調査・研究

- 研究資料等を共同利用するとともに、研究成果を共有する

(4) 調査相談

- 利用者の調査・研究に係る照会に対し、横断的に対応する

(5) 教育・普及

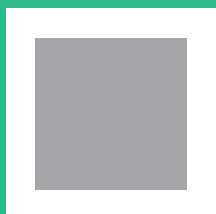
- 教育・普及プログラム、イベント、講座、ワークショップ等を連携して実施する

(6) アメニティ

- 利用者の利便性向上と3施設の相互利用につながる総合的な案内を実施する
- 3施設が連携し、デジタルも活用しながら情報発信する
- 3施設の利用者等が、集い、憩い、交流できる場（レストラン・カフェ、ショップなど）を充実する

V

施設整備計画



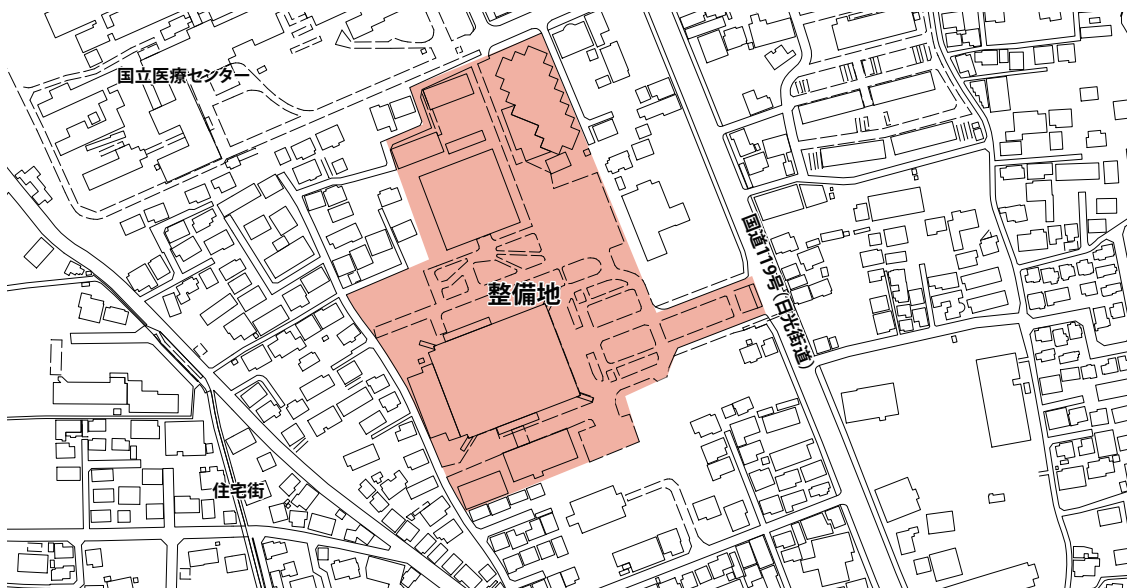
このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1 整備地の概要

(1) 整備地の立地環境等

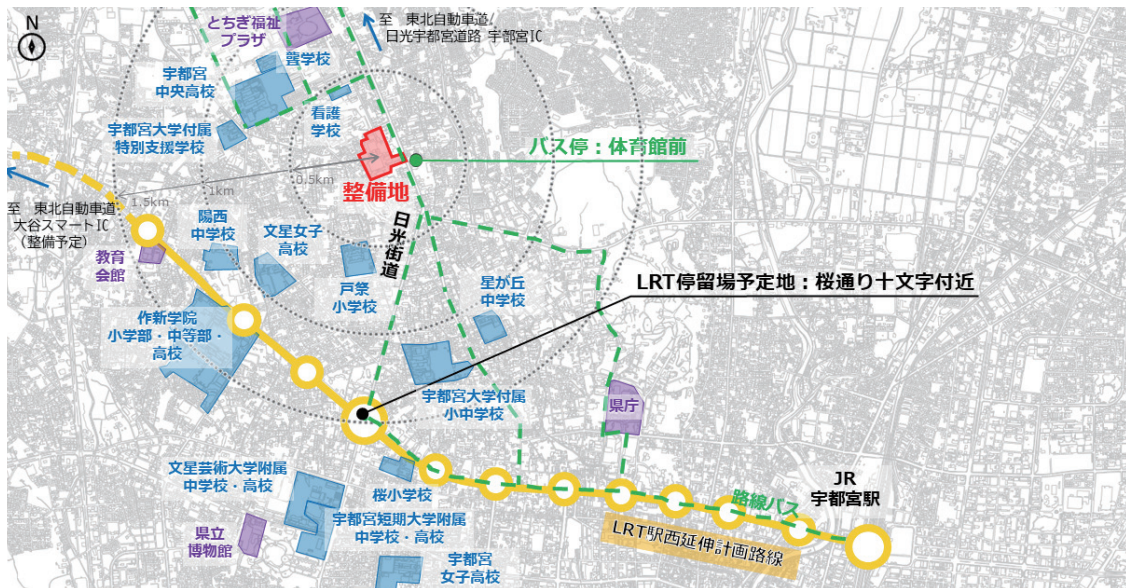
県内各地からの様々な交通手段によるアクセス性に優れており、中心市街地に近接した約3.4haのまとまった県有地である県体育館跡地（宇都宮市中戸祭）を整備地とします。

所在地	宇都宮市中戸祭1丁目
敷地面積	約33,630㎡
土地所有者	栃木県
周辺の土地利用状況	住宅及び医療施設等
周辺の道路状況	東側：国道119号（日光街道、幅員20m） 北側：市道22号線 西側：市道1799号線



ア 立地環境、周辺環境

- 直線距離でJR宇都宮駅から約3km、東武宇都宮駅から約2kmの場所に位置している
- 3施設を一体的に整備するために十分な面積を有している
- 周辺には、閑静な住宅街が広がっているほか、多くの教育機関が所在している



イ 交通環境

- 車で東北自動車道宇都宮ICから約15分、開業予定の（仮称）大谷スマートICから約10分の場所に位置している
- 路線バスでJR宇都宮駅から約15分、東武宇都宮駅から約10分の場所に位置しており、施設利用が見込まれる時間帯では7分～10分に1本運行している
- LRTのJR宇都宮駅西側延伸により、桜通り十文字付近に停留場の設置が予定されており、路線バス等への乗換えが行われる交通結節点となることが計画されている

ウ 周辺道路

- 東側は国道119号、北側は市道22号線、西側は市道1799号線に面している

エ 地盤

- 整備地周辺のボーリング調査によると、大型の建造物を支えることが可能な良好な地盤であることが予想される

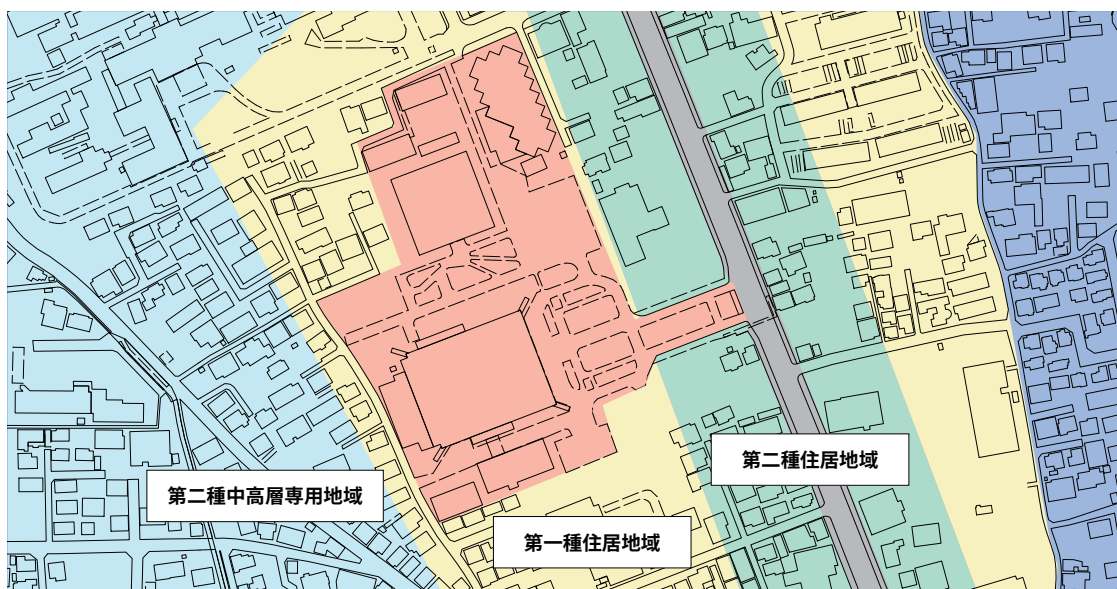
オ 自然災害

- 「宇都宮市ハザードマップ（令和6（2024）年6月発行）」によると、洪水や土砂災害、内水氾濫の危険性はないとされている

(2) 関係法令等の整理

ア 都市計画法に基づく用途地域

- 第一種住居地域と第二種住居地域に指定されており、建蔽率は60%以内、容積率は200%以内と定められている



イ 景観法に基づく景観区域

- 地域別の景観形成方針の中央地域に位置しており、建築物・工作物等の外部空間の意匠等の制限、屋根や壁面の色彩などに必要な規制・誘導が定められている

関係法令等		制約条件
都市計画法	用途地域	第一種住居地域・第二種住居地域
	建蔽率・容積率	60%・200%
	日影規制	5時間-3時間 測定水平面高さ4m
	高度地区	指定なし
	地区計画	指定なし
	防火地域	指定なし
	風致地区	指定なし
景観法、宇都宮市景観条例、宇都宮市景観計画(中央地域)		高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡以上の建築行為は宇都宮市への届出が必要
宇都宮市屋外広告物条例		第2種許可地域
文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地)		範囲外

(3) 宇都宮市のまちづくりとの整合性

整備地は、高次都市機能誘導区域（※1）外の居住誘導区域に位置するものの、都市機能の集約・集積が図られる「都市拠点（※2）」と強い関連性を持ちながら互いに連担する「都市拠点圏域」にあるとともに、公共交通ネットワークの維持・充実が図られる幹線交通軸の沿線に位置していることから、宇都宮市のまちづくりとは「おおむね整合が図られている」と判断されます。

※1 都市拠点エリアの核として、都市の魅力やまちなかの賑わい創出につながる「高次都市機能（施設）」や、地域住民に日常生活サービスを提供する「都市機能（施設）」を誘導・集積する区域

※2 都市機能（行政機関、商業機能、教育施設、文化・芸術施設等）を集積・集約するエリア

宇都宮市の計画等の名称	概要
ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン (平成27(2015)年2月策定) 区分:都市拠点圏域	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点圏域は、都市拠点と強い関連性を持ちながら互いに連担する地域である 都市拠点と役割分担を図りながら日常生活に必要な各種の機能を備える
第3次宇都宮市都市計画マスタープラン (平成31(2019)年3月策定) 区分:中高密度市街地	<ul style="list-style-type: none"> 中高密度市街地は、地域特性に応じ、中低層の集合住宅や商業・業務・サービスなど、各機能の調和のとれた複合的な土地利用により、利便性の高い市街地形成を目指す
宇都宮市立地適正化計画 (令和3(2021)年5月策定) 区分:居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域は、都市の生活を支える機能を誘導・集積した拠点や交通節点周辺、拠点等とのアクセスが高い幹線交通軸の沿線などに居住を誘導する地域である
宇都宮市都心部まちづくりビジョン (令和4(2022)年2月策定)	<ul style="list-style-type: none"> 桜通り十文字周辺と連担するエリアで、周辺は教育・文化・公共公益機能が集積する居住区域である LRTと郊外からの路線バスや自転車等との結節拠点の役割を担い、多くの若者や学生などが行き交う新たな文化が生まれるエリアを目指す

2 敷地計画

(1) 敷地に係る基本的な考え方

基本理念とコンセプトを踏まえるとともに、周辺環境や景観との調和に配慮した敷地利用を行います。

区分	方向性
開く	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に利用でき、県民・来県者の憩いの場となるスペースとする あらゆる人が安全・快適に過ごせるユニバーサルデザインに配慮する 多方向から拠点にアプローチできる開放性とセキュリティを両立させる
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> 屋外でのイベント等を通し、多くの主体が交流できるよう、広い屋外スペースを確保する 歩行者・自転車、一般車、搬出入車の各々について、安全かつ円滑な動線とする LRT停留場からのアプローチなど、公共交通との連携を図る
育む	<ul style="list-style-type: none"> 屋外展示等により、県民が気軽に「文化と知」に触れられる機会を提供する 屋外での様々な表現活動が行えるスペースを確保する とちぎの豊かな自然等を感じられるランドスケープとする

(2) 敷地利用の考え方

ア 敷地の使い方

- 利用者が気軽に利用でき、賑わいと憩いの場となる広い緑地空間を創出する
- 駐車場、施設等の関係性を考慮し、利便性に配慮した配置とする

イ 景観形成

- 「栃木県景観条例（平成15（2003）年3月制定）」、「宇都宮市景観計画（平成31（2019）年3月改定）」等に基づき、立地における景観形成、周辺の住宅街に配慮した計画とする
- 施設の周辺からの視認性を確保する

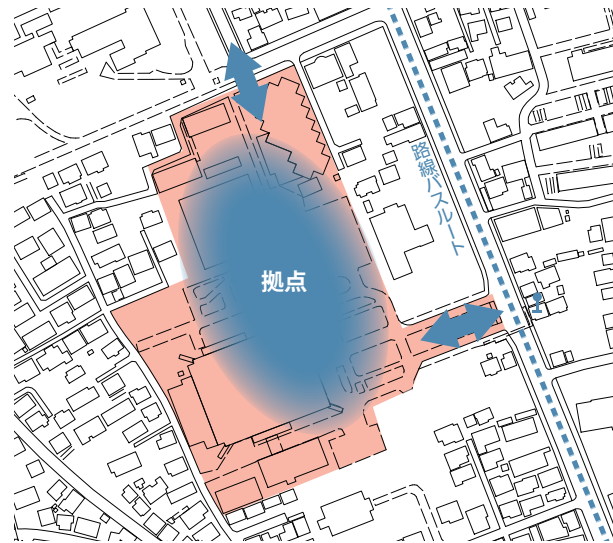
(3) 敷地へのアクセス

ア 車両のアクセス

- 周辺道路への渋滞対策等、周辺交通環境に配慮する
- 大型トラックでの搬出入を考慮した進入位置を検討する

イ 歩行者等のアクセス

- 路線バスやLRT等の交通事業者と連携し、利便性の向上を図る
- 多方向からアプローチできる歩行者動線を計画する



(3) 敷地内における利用者、搬出入等の動線

- 利用者の安全性やユニバーサルデザインに配慮した動線計画とする
- 美術品や書籍等の搬出入の利便性、セキュリティに配慮する

(4) 駐車場、駐輪場計画

- 十分な駐車場台数、駐輪場台数及び大型バス駐車スペースを確保する
- 思いやり駐車スペースを施設出入口に近い位置に設置する
- 「栃木県EV・PHV充電インフラビジョン（令和5（2023）年4月策定）」に基づき、充電設備の整備を検討する

3 施設計画

(1) 敷地に係る基本的な考え方

基本理念とコンセプトを踏まえ、県産の材料や伝統工芸品等の活用により“とちぎらしさ”が感じられる施設整備を行います。

また、施設そのものの魅力が誘客につながるよう、外観にも配慮します。

区分	方向性
開く	<ul style="list-style-type: none">● 誰もが気軽に利用でき、安心・快適に過ごせる施設とする● 静穏ゾーンと賑わいを許容するゾーン等を区分することにより、様々な利用形態に対応できる施設とする
つなぐ	<ul style="list-style-type: none">● 多様な主体が交流できる施設とする● ライフサイクルコストや環境負荷の低減を図りながら、長く利用できる施設とする
育む	<ul style="list-style-type: none">● 県民、若手作家などの創造活動を支援する施設とする● 時代の変化や様々な表現活動等に対応できるフレキシブルな施設とする

(2) 施設の一体化についての考え方

3施設の固有スペースを確保しつつ、拠点としての共有スペースを設ける等、施設を一体的に整備し、設備やスペースの合理化を図るとともに、相互利用・相互交流を促進し、拠点としての魅力や機能を充実させます。

- 利用者が交流する学びの場やアメニティに関わる諸室については、共用スペースとして整備を行う
- バックヤードについても、可能な範囲で共用化し、各館連携や業務効率化、スペースの効率化を行う
- 独自の機能に関わる諸室については、各施設の独自スペースとして整備を行う
- 相互利用・相互交流の促進のため、各施設の独自スペースの行き来が容易にできるよう配置し、動線計画に配慮する

(3) 施設の面積及び高さの目安

拠点に求められる機能と役割を考慮し、延床面積の合計は、約36,000㎡とします。
また、高さは、管理・運営上の利便性やバリアフリーの観点から、水平移動を基本とした階層設定をするとともに、日影規制に適合させるなど、周辺住宅地の住環境にも配慮します。

(4) 施設の基本的な性能

ア 防災・防犯に関わるもの

- 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25（2013）年3月制定）」に基づく耐震性能に加え、耐火性能等、災害に対する安全性能を備える
- 「栃木県流域治水プロジェクト（令和3（2021）年9月策定）」等に基づき、雨水流出の抑制を図る
- 文化財保護法に基づく公開承認施設としての基準を満たすなど、文化財が展示できる環境を備える
- 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成28（2016）年3月施行）に基づく美術品補償制度の適用基準を満たす

イ 環境配慮に関わるもの

- 「とちぎ県庁ゼロカーボンプロジェクトアクションプラン（令和5（2023）年3月策定）」に基づき、ZEB（※）化により、カーボンニュートラルに貢献する
※ ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、省エネルギー化や創エネルギー化により、年間エネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のこと
- 「とちぎ木材利用促進方針（平成23（2011）年12月制定）」に基づき、木造・木質化等、県産木材を活用する
- 「栃木県グリーン調達推進方針（令和6（2024）年3月策定）」、「再生材の利用基準（平成10（1998）年10月制定）」等に基づき、低環境負荷建材や再生材を活用する
- 「栃木県県有建築物長寿命化実施方針（平成28（2016）年3月策定）」等に基づき、施設の長寿命化によりライフサイクルコストの低減を図る

ウ 共生社会に関わるもの

- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが快適に利用できる環境を整える

(5) 諸室の考え方

ア 基本的な考え方

「IV 機能と役割」で示した、各施設に必要な機能を踏まえた諸室とします。

(ア) 公開・非公開エリア

利用者も入れる「公開エリア」と、職員等のみが入れる「非公開エリア」に大きく分類し、諸室の特性を考慮した適切なエリア設定を行います。

(イ) 有料ゾーン・無料ゾーン

図書館及び文書館は、公開エリア内の全ての諸室が無料となるのに対し、美術館では、公開エリア内が有料ゾーンと無料ゾーンに区別されることから、明確なゾーニングを行います。

(ウ) 飲食エリア

飲食可能なエリア、蓋つき飲料のみ持ち込み可能なエリア、飲食不可エリアに大きく分類されます。美術品や図書、史料の保護はもとより、利用者にとっての居心地の良さにも配慮した適切なエリア設定を行います。

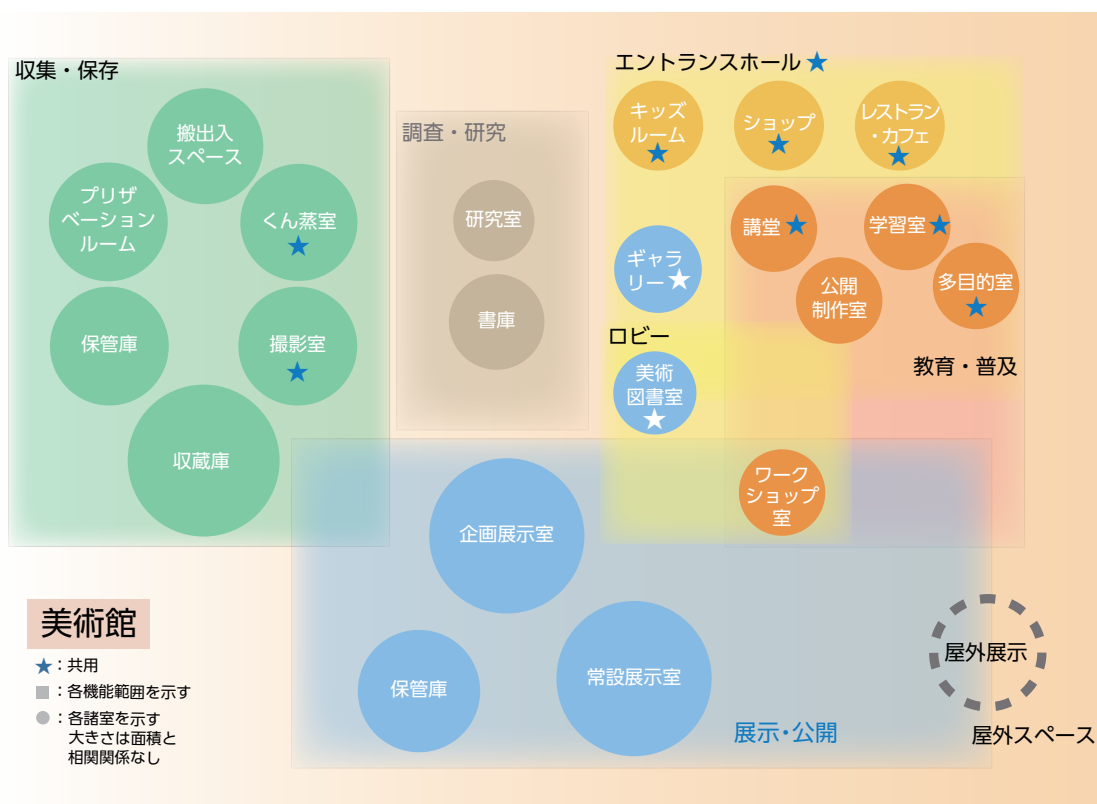
(エ) 音のゾーニング

静穏性を保つゾーン、会話を許容するゾーン、賑わいを許容するゾーン等に分類されます。様々な音環境を志向する利用者が過ごすことから、音の響きにも配慮したゾーニングを行います。

イ 美術館の主な諸室（約15,000㎡）

※青字は、各館独自の諸室ではなく、拠点として共用することを想定

機能	主な諸室
収集・保存	収蔵庫、搬出入スペース、プリザベーションルーム、一時保管庫、くん蒸室、撮影室 など
展示・公開	常設展示室、企画展示室、一時保管庫、ギャラリー、美術図書室(アトライブラリー) など
調査・研究	研究室、書庫 など
教育・普及	ワークショップ室、公開制作室、講堂、多目的室 など
アメニティ	ロビー、エントランスホール、ショップ、レストラン・カフェ、キッズルーム など
その他	執務室、会議室、設備機械室 など



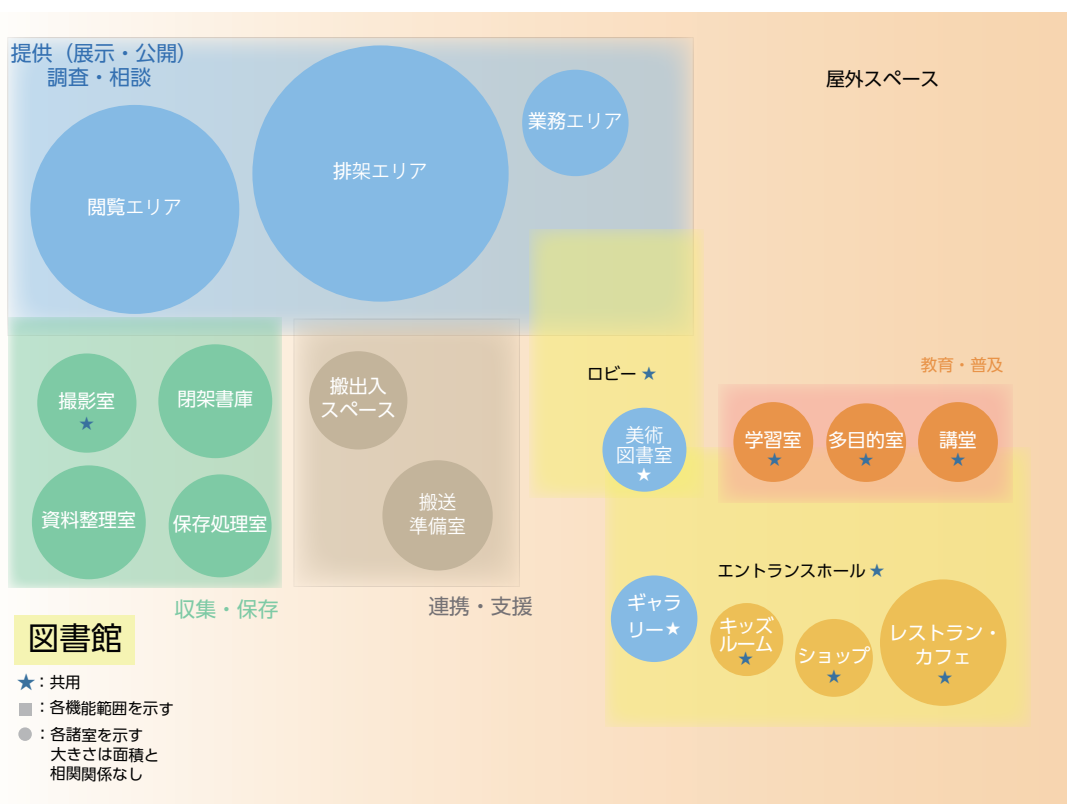
このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

- (ア) 収集・保存 2,500～3,500㎡
- 収蔵庫、プリザベーションルームなど
 - 公開承認施設としての基準を満たす設備とする
 - 将来の美術作品・資料等の増加に対応するスペースを確保する
 - 作品の種類に応じた温湿度管理等、適切な収蔵環境を整備する
 - 搬出入スペースなど
 - 大型の美術品専用トラックを収容した状態で作業ができる十分な空間を確保する
 - 他の動線との交錯を避けた搬出入動線を確保する
 - 適切な湿度を維持できる設備とする
- (イ) 展示・公開 3,000～4,000㎡
- 常設展示室
 - 所蔵する美術作品・資料等をジャンルごとに展示できる設備とする
 - 展示内容に合わせて、配置等をフレキシブルに変えられる設備とする
 - 休憩スペースなどを設け、長時間の滞在に対応できる鑑賞環境を整備する
 - 企画展示室
 - 公開承認施設としての基準を満たす設備とする
 - 展示内容に合わせて、配置等をフレキシブルに変えられる設備とする
 - 休憩スペースなどを設け、長時間の滞在に対応できる鑑賞環境を整備する
- (ウ) 調査・研究 300～400㎡
- 研究室、書庫など
 - 美術作品・作家等の調査・研究等を効率的に行える環境を整備する
- (エ) 教育・普及 400～600㎡
- ワークショップ室
 - 絵画や工作等、様々な創作体験に対応できる設備とする
 - ワークショップ等以外でも、利用者が自由に創作を行えるよう配慮する
 - 公開制作室
 - 多様な作家が作品の制作を行い、利用者が制作現場を見学できる設備とする
- (オ) アメニティ 1,000～2,000㎡
- (カ) その他 5,000～7,000㎡

ウ 図書館の主な諸室（約18,000㎡）

※青字は、各館独自の諸室ではなく、拠点として共用することを想定

機能	主な諸室	
収集・保存	閉架書庫、資料整理室、保存処理室、撮影室 など	
提供(展示・公開) 調査・相談	開架エリア	公開書架、とちぎライブラリー(仮称)、バリアフリーコーナー、子ども読書支援コーナー、ギャラリー、美術図書室(アートルाइブラリー) など
	閲覧エリア	閲覧室、サイレントルーム、対面朗読室 など
	業務エリア	レファレンスカウンター など
連携・支援	搬送準備室、搬出入スペース など	
教育・普及	講堂、学習室、多目的室 など	
アメニティ	ロビー、エントランスホール、ショップ、レストラン・カフェ、キッズルーム など	
その他	執務室、会議室、設備機械室 など	



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

(ア) 収集・保存 5,000～7,000㎡

- 閉架書庫、資料整理室など
 - 将来の蔵書の増加に対応するスペースを確保する
 - 図書や雑誌、視聴覚資料（CD、レコード等）、マイクロフィルム等資料の種類に応じた温湿度管理等、適切な収蔵環境を整備する
 - 蔵書の管理がしやすい設備とする
 - 特殊消火設備を設置する等、保管物に配慮する

(イ) 提供（展示・公開）、調査・相談 4,500～6,500㎡

- 開架エリア、閲覧エリア、業務エリア
 - 豊富な資料を自ら手に取って選べるスペースとするため、十分な蔵書を排架できる広さを確保する
 - 適切なゾーニングと閲覧席数の十分な確保により、居心地の良い閲覧スペースを整備し、若者から高齢者まで様々な年代の利用者に配慮した設備とする
 - 車椅子利用者等を想定し、バリアフリーに配慮したゆとりのある配置とする
 - とちぎライブラリー（仮称）は、とちぎゆかりの作家や文学作品をはじめ、各分野の“とちぎならでは”の資料を集めたコーナーとする
 - 読書バリアフリー対応の資料や機器を集めたバリアフリーコーナーを設置する
 - 子ども読書支援コーナーは、親子で読書に親しんだり、子ども自身が本を自由に手に取ったりできる空間を確保する
 - 子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行う
 - 閲覧エリアには、展示スペース、サイレントルーム、対面朗読室等必要な諸室を確保する
 - 利用者が快適に利用・相談できるレファレンスカウンターを設ける
 - 司書がレファレンスサービス等を行うための適切な環境を整える

(ウ) 連携・支援 100～200㎡

- 搬送準備室など
 - 市町立図書館や学校図書館との連携や支援のための適切な環境を確保する
 - 会議・研修等で市町立図書館の職員が一堂に会することができるスペースを確保する
 - 車両搬送スペースを確保し、効率的に市町立図書館等への図書の搬送業務を行えるよう配慮する

(エ) 教育・普及 800～1,000㎡

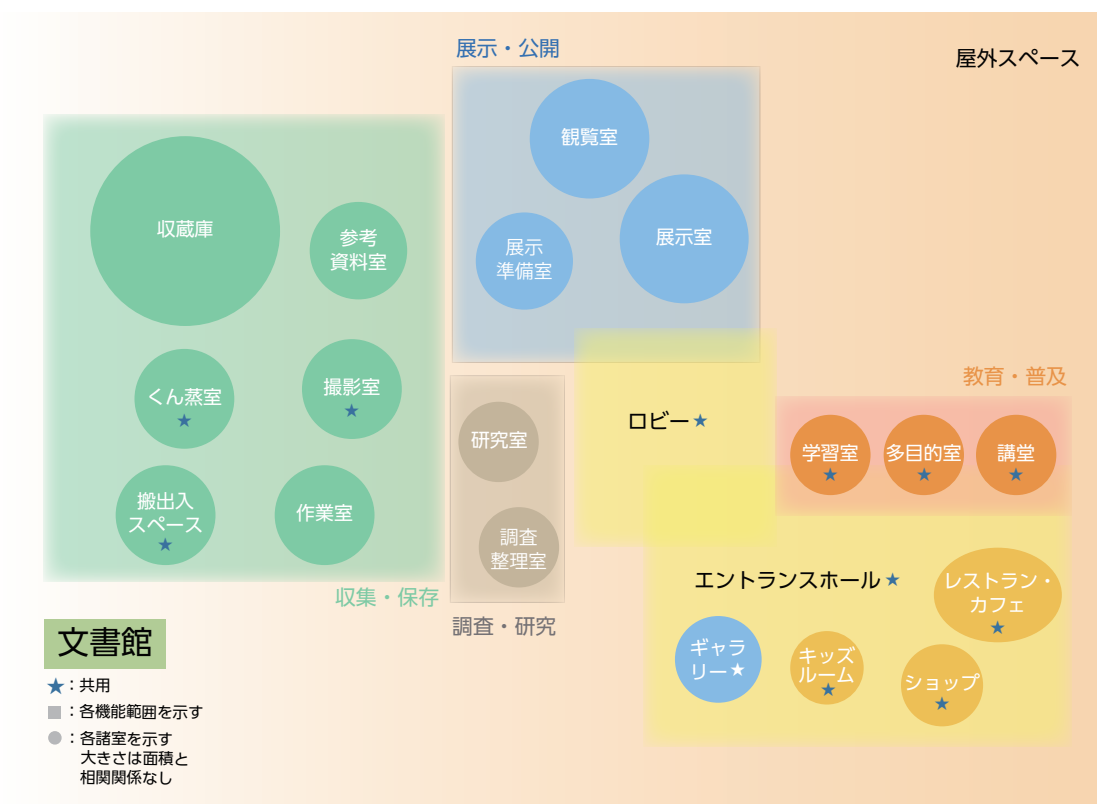
(オ) アメニティ 500～700㎡

(カ) その他 4,000～6,000㎡

エ 文書館の主な諸室（約3,000㎡）

※青字は、各館独自の諸室ではなく、拠点として共用することを想定

機能	主な諸室
収集・保存	収蔵庫、参考資料室、作業室、くん蒸室、撮影室、搬出入スペース など
展示・公開	展示室、閲覧室、展示準備室、ギャラリー など
調査・研究	研究室、調査整理室 など
教育・普及	講堂、学習室、多目的室 など
アメニティ	ロビー、エントランスホール、ショップ、レストラン・カフェ、キッズルーム など
その他	執務室、会議室、設備機械室 など



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

- (ア) 収集・保存 1,500～2,500㎡
- 収蔵庫、参考資料室など
 - 将来の資料の増加に対応するスペースを確保する
 - 資料の種類に応じた温湿度環境等、適切な収蔵環境を整備する
 - 特殊消火設備を設置する等、保管物に配慮する
 - 作業室
 - 様々な史料の修復、被災史料のレスキュー等に対応できる環境を整備する
- (イ) 展示・公開 200～300㎡
- 展示室、展示準備室
 - 国宝・重要文化財等を展示できる室内環境を整備する
 - 閲覧室
 - 大型史料等も閲覧できるスペースを確保する
 - 利用者が史料を撮影できる設備・スペースを確保する
- (ウ) 調査・研究 100～200㎡
- 研究室、調査整理室
 - 古文書、歴史的公文書等の収集・整理や調査・研究等を行うための適切な環境を確保する
- (エ) 教育・普及 100～200㎡
- (オ) アメニティ 100～200㎡
- (カ) その他 500～700㎡

オ 共用部分の主な諸室（約8,000㎡）

※記載はすべて各館面積の内数

機能	主な諸室
収集・保存	くん蒸室、撮影室、搬出入スペース など
展示・公開	ギャラリー、美術図書室（アートライブラリー） など
教育・普及	講堂、学習室、多目的室 など
アメニティ	ロビー、エントランスホール、ショップ、レストラン・カフェ、キッズルーム など
その他	執務室、会議室、設備機械室 など

(ア) 収集・保存 200～300㎡

- くん蒸室、撮影室、搬出入スペースなど
 - 一度に多くの美術品や史料等のくん蒸を行える十分なスペースを確保する
 - デジタルアーカイブ化等に対応し、大型作品も撮影可能な環境を整備する
 - 図書や史料等の搬出入業務を効率的に行えるスペースと動線を確保する

(イ) 展示・公開 200～300㎡

- ギャラリー
 - 3施設が連携した展示や県民、若手作家などの作品展示を行える設備とする
 - 展示内容に合わせて、配置等をフレキシブルに変えられる設備とする
- 美術図書室（アートライブラリー）
 - 美術に親しみ、鑑賞や調査研究等に資する書籍等を集積したスペースとする
 - 大型美術書等を快適に閲覧できるスペースとする

(ウ) 教育・普及 500～1,500㎡

- 講堂
 - 講演会やミニコンサート等が行える設備とする

- 学習室
 - あらゆる利用者が、勉強や研究等に利用しやすいスペースとする
- 多目的室
 - 研修や会議、講座、ワークショップ等、多様な用途に対応できるスペースとする
 - 使用する目的や規模に合わせて、レイアウト等をフレキシブルに変えられる設備とする
- (エ) アメニティ 1,000～2,000㎡
 - エントランスホールなど
 - 3施設の相互利用や利用者の相互交流を促進するスペースとする
 - 拠点全体の案内や情報発信等を行う総合インフォメーションを設置する
 - レストラン・カフェ、ショップ
 - 県産食材を利用した料理が楽しめる等、とちぎの食文化を体験できるレストラン・カフェを設置する
 - 3施設の利用者以外にも利用できるなど、多様な利用形態に対応する
 - キッズルームなど
 - 子ども、子育て世代が、安心して利用できる設備とする
- (オ) その他 4,000～6,000㎡
 - 執務室、会議室
 - 可能な範囲で共用し、職員間の連携や業務効率化を図る
 - 設備機械室など
 - 可能な範囲で共用し、スペースや管理の効率化を図る

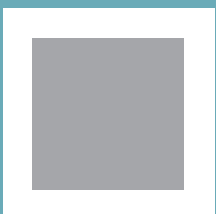
(6) 動線計画

利用者や職員が、拠点内をスムーズに移動でき、また、収蔵品等の適切な移動に配慮した動線とします。

- 利用者がエントランスホールから、迷うことなく各施設に行き来できる動線とする
- 教育・普及やアメニティ機能に関する諸室は、幅広い利用者が気軽に利用できる配置とする
- 教育・普及機能に関する諸室は、各施設の展示・公開、提供に関する諸室とスムーズに行き来できる配置とする
- 利用者動線と搬出入動線が交錯しないよう配慮する
- 職員の業務の円滑性と各施設の連携に配慮した動線とする
- 美術品や文化財と図書・史料等の搬出入動線を分離するなど、防犯・セキュリティ等に配慮する
- 搬出入口から収蔵庫・作業室等への動線は、業務の円滑性や展示・公開エリアとの接続に配慮する

VI

管理・運営計画



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1

管理・運営に係る基本的な考え方

基本理念とコンセプトを踏まえるとともに、各施設に関連する法令や運営基準等を遵守した管理・運営を行います。

区分	方向性
開く	<ul style="list-style-type: none">● 県立施設として、「文化と知」の集積を誰でも活用することができるよう、管理・運営における公共性や透明性を確保する● デジタルを活用し、利便性を向上させることで、誰でも利用できる・利用したくなる施設づくりを進める● ボランティア等の活動を通じ、県民が施設の運営に参加できる仕組みを作る
つなぐ	<ul style="list-style-type: none">● 県内の社会教育施設との連携・協力関係を強化することで、県内の「文化と知」を結ぶネットワークの中心としての役割を担う● 県内の教育機関や各種産業をはじめとした多様な主体との連携を推進することで、県民のとちぎに対する理解を深め、ふるさとへの愛着を醸成するきっかけづくりに寄与する
育む	<ul style="list-style-type: none">● 県民の自主性と創造性を刺激する魅力的な取組を実施することで、多彩な表現活動を支援するとともに、発表の機会を提供する● 「文化と知」の創造拠点として、「文化と知」に係る活動が常に行われる環境を整え、将来にわたり活躍できる人材の育成に寄与する

2 管理・運営体制

(1) 現状

現在、美術館、図書館及び文書館では、各施設に関連する法律等に基づいて実施するコア業務に加え、施設管理や総務事務、広報などの業務を個別に実施しています。

現在の各施設の業務体制（主な役割分担を記載）

		美術館	図書館	文書館
コア業務	収集・保存	学芸課	資料課	専門職員
	展示・公開、提供		調査相談課 ※展示は企画協力課	
	調査・研究(美・文) 調査・相談(図)			
	教育・普及		企画協力課 (連携・支援を含む)	
その他の 必要な 業務	アメニティ (レストラン・カフェ、 ミュージアムショップ)	外部事業者	-	-
	施設管理	総務課	管理課	事務職員
	総務事務			
	広報	総務課、学芸課	企画協力課	専門職員

(2) 一体的な整備に当たっての課題

基本理念とコンセプトの実現に向けて、以下の課題が考えられます。

- 組織全体の管理・運営の効率化
- 3施設が連携した新たな機能の実現
- デジタル化の一体的な推進
- 一元的な情報発信

(3) 管理・運営体制の考え方

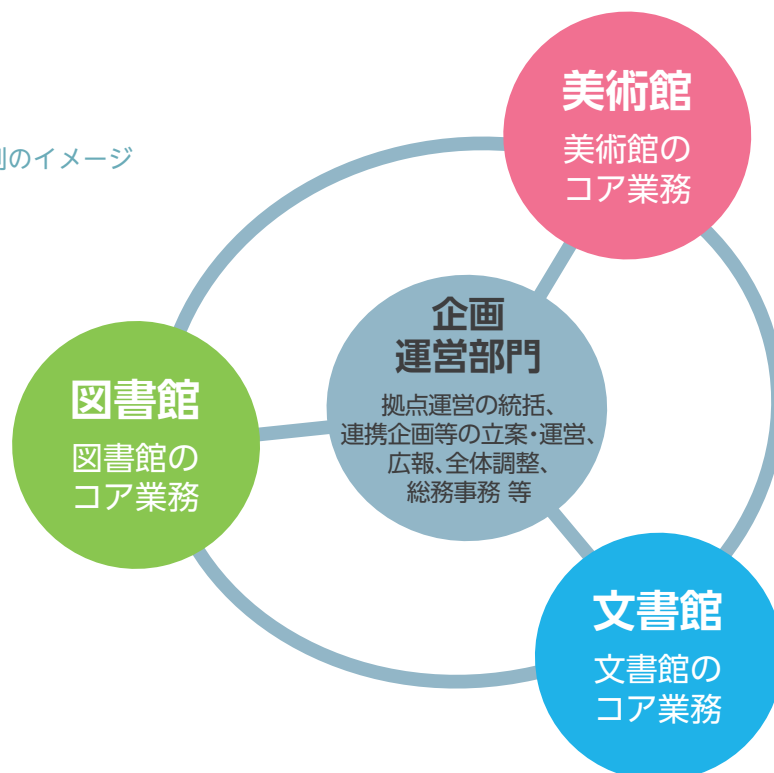
3施設の管理・運営の現状を踏まえ、拠点での新たな機能の実現や3施設の機能強化等を見据えた、適正な管理・運営体制とします。

新たな機能の実現に向け、拠点全体の統括や連携企画等の立案・運営、広報等を実施する企画運営部門を設置します。

また、3施設のコア業務を実施する専門職員や事務職員を適切に配置します。

さらに、3施設の相互連携を促進するとともに、拠点内部にとどまらず、様々な社会教育施設等との連携を深めます。

組織体制のイメージ



(4) 人材の考え方

基本理念とコンセプトを踏まえ、これまで各施設が培ってきた専門性を維持するとともに、これまでの利用形態にとどまらない多様な利用を実現するため、持続的な運営に必要な人材を確保・育成します。

ア 企画運営部門

- 事務職員を中心に、拠点の管理・運営全般、各施設との連携等を行う
- 各施設の専門職員と連携し、3施設の連携事業の企画・運営を行う
- 各施設の専門職員と連携し、経営的視点も取り入れながら拠点全体の広報やマーケティングを行い、拠点の利用促進を図る
- デジタルの活用やDXの推進等を行う

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

イ 美術館

- 学芸員を中心に、以下のコア業務を担う
 - 収集・保存（美術作品等の収集・保存）
 - 展示・公開（コレクション展、企画展等の企画・運営）
 - 調査・研究（美術作品や作家等の調査・研究）
 - 教育・普及（教育普及プログラムの企画・運営）
- 学芸員と事務職員により、教育機関や市町等との連携を推進する

ウ 図書館

- 司書を中心に、以下のコア業務を担う
 - 収集・保存（資料の収集・整理・保存）
 - 提供（展示・公開）（資料の閲覧・貸出・展示）
 - 調査相談（レファレンスサービス）
 - 教育・普及（講座等の開催）
 - 連携・支援（市町立図書館や関係機関との連携）
- 学校連携担当職員を配置し、県内の学校図書館との連携を推進する

エ 文書館

- 専門職員を中心に、以下のコア業務を担う
 - 収集・保存（古文書・歴史的公文書等の収集・整理・保存）
 - 展示・公開（常設展・企画展の企画・運営）
 - 調査・研究（収蔵史料等の調査・研究）
 - 調査相談（史料の貸与、専門的な照会への対応）
 - 教育・普及（学校支援事業等）
- 歴史的公文書（電子公文書も含む）等の目録作成、補修・修復（被災史料のレスキュー業務を含む）を行う

3 利用促進

(1) 基本的な考え方

県立施設として、年齢や居住地、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が利用しやすい仕組みを整えます。

また、利用者層の拡大を図ることで、利用者数の増加を目指すとともに、県外からの観光客やインバウンドの利用も促進していきます。

利用促進に向けては、様々な媒体を通じ、積極的に情報発信を行います。

(2) 利用者層拡大の考え方

ア 遠隔利用、広域利用の促進

(ア) 現状

一部の遠隔利用サービスはあるものの、遠方の県民は来館しにくい状況にあります。

(イ) 方向性

デジタルアーカイブやデジタルミュージアム、電子書籍など、デジタルを活用することで、遠隔利用の選択肢を拡充し、どこからでも気軽に利用できる施設を目指すことで、遠隔利用者の増加を図ります。

また、遠隔での利用を契機に、拠点への来館につなげる仕組みを作るとともに、市町立施設や各種産業等と連携・協働した周遊促進策等を実施することで、遠方の県民の来館を促進します。

イ 若年層の利用促進

(ア) 現状

中高年層の利用が多く、若年層の利用が少ない傾向にあります。

(イ) 方向性

教育機関との連携や学校団体の受入れを積極的に行うほか、子ども、子育て世代や学生などの若い世代が利用しやすい環境を整備するとともに、若年層の興味・関心を適切に把握しながら企画等を実施し、幅広い年代の利用者が楽しめる施設を目指すことで、若年層の利用を促進します。

ウ 県外からの利用促進に関するもの

(ア) 現状

県外からの来館やインバウンドを含む観光客等の利用が少ない状況にあります。

(イ) 方向性

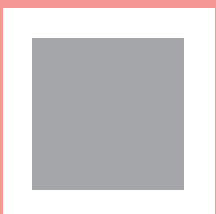
とちぎならではの魅力的な企画等の実施や展示解説等での多言語対応の充実を図り、誰もが楽しめる施設を目指すことで、インバウンドを含む県外からの観光客等の利用を促進します。

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです



VII

事業計画



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

1

事業手法に係る基本的な考え方

公の施設である「文化と知」の創造拠点の設計、建設、維持管理や運営については、従来型(直営)、指定管理、PFI(BTO型)、コンセッションなど、様々な手法が考えられます。

今後、県の「PFI等事業実施プロセスガイドライン」も踏まえ、各施設の機能と役割の特性などに基づく定性的な比較を行うとともに、事業費に係る定量的な比較を行い、事業手法についての総合的な判断を行います。

なお、運営に当たっては、専門性や継続性の観点から、直営と民間委託を組み合わせることで、県民に対するサービスを効果的に実施することが考えられます。

手法	概要
従来型 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ個別に発注する方式 <ul style="list-style-type: none"> ● 運営は、県直営や民間事業者等への業務委託が考えられる ● 料金収受は、県が実施する ● 資金調達は、県が実施する
指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法に基づき、公共施設の管理者に指定された民間事業者等が、地方公共団体に代わって公共施設の管理・運営を行う方式 <ul style="list-style-type: none"> ● 設計、建設は、県が個別に発注する ● 維持管理、運営は、県が包括発注することが考えられる ● 料金収受は、県もしくは指定管理者が実施する ● 資金調達は、県が実施する
PFI (BTO型)	<ul style="list-style-type: none"> ● PFI法に基づき、民間事業者(SPC)が調達する資金で設計、施工を行い、その後の維持管理、運営もあわせて包括発注する方式 ● BTO型の場合、民間事業者(SPC)が施設整備後に県へ所有権を移転する <ul style="list-style-type: none"> ● 運設計、建設、維持管理、運営は、県が民間事業者(SPC)に包括発注することが考えられる(運営業務の官民分担は、個別施設の特性にあわせて検討を行う) ● 料金収受は、県または民間事業者(SPC)が実施する ● 資金調達は、民間事業者(SPC)が実施する
コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ● PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公の施設について、所有権を移転せず、民間事業者(運営権者)に対し物権である公共施設等運営権を長期間にわたって付与する方式 <ul style="list-style-type: none"> ● 設計、建設は、県が個別に発注する ● 維持管理、運営は、県が民間事業者(運営権者)に包括発注することが考えられる ● 料金収受は、民間事業者(運営権者)が実施する ● 資金調達は、県が実施する

2 事業手法の整理

「1. 事業手法に係る基本的な考え方」で挙げた事業手法を、以下で模式的に示します。各事業手法では、県民に対するサービスやコストの点から、以下の特徴が考えられます。

手法	概要
従来型 (直営)	<p>施設を所有 県</p> <p>設計 建設 維持管理 運営</p> <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県が、個別に設計、建設、維持管理を実施 ● 運営は、県直営又は一部業務委託等により実施 ● 単年度型の予算方式の中で実施
指定管理	<p>施設を所有 県</p> <p>協定等の締結</p> <p>指定管理者の指定、 指定管理料の支払</p> <p>設計 建設</p> <p>指定 管理者</p> <p>維持管理、運営</p> <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県が、個別に設計、建設を実施 ● 指定管理者制度を用いて維持管理、運営を民間に包括発注 ● 料金収受は、指定管理者が担うことも可 ● 維持管理・運営に指定管理者のノウハウを活用 ● 管理コストの軽減
PFI (BTO型)	<p>建設後に施設を所有 県</p> <p>事業 契約の 締結</p> <p>民間事業者の選定、 サービス対価の支払</p> <p>設計、建設、 維持管理、運営</p> <p>民間事業者 (SPC)</p> <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間資金を活用し、設計、建設、維持管理、運営までを包括発注 ● 施設整備後に県へ所有権を移転 ● 民間事業者のノウハウを活用 ● 財政支出の平準化 ● 官民でのリスク分担
コンセッション	<p>施設を所有 県</p> <p>運営権 対価の 支払</p> <p>実施契約に基づく 運営権の付与</p> <p>設計 建設</p> <p>民間事業者 (運営権者)</p> <p>維持管理、運営</p> <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県が、個別に設計、建設を実施 ● 民間事業者が、ノウハウを生かした維持管理、運営、料金収受を実施 ● 民間事業者による更新投資が可能

3 今後のスケジュール

開館に向け、事業推進に向けた体制を整備するとともに、施設整備計画や管理・運営計画、事業手法について、詳細に検討します。

また、より多くの県民に興味・関心を持ってもらうため、検討状況等について、広く情報発信します。

整備全体のスケジュールは、現時点では以下のとおり想定していますが、今後、工期の短縮・延長など変更する可能性があります。

